

食品安全関係府省緊急時対応マニュアル（仮称）（案）

本マニュアルは、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）に基づき、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等について定めるものである。

なお、本マニュアルは、「緊急事態に対する政府の初動体制について」（平成15年11月21日閣議決定）に基づく対応を妨げないこととする。

1 対象となる緊急事態等

本マニュアルにおいて、緊急事態等とは、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するときとする。具体的には、

- ① 被害が大規模又は広域であり、かつ、食品安全委員会（以下「委員会」という。）及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）の相互間において対応の調整を要すると考えられる事案
 - ② 科学的知見が十分ではない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案
 - ③ ①又は②に該当しないが、社会的反響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案
- が想定される。

2 緊急時対応の基本方針

緊急事態等への対応（以下「緊急時対応」という。）に当たっては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、委員会及びリスク管理機関は、相互に十分な連絡及び連携を図りつつ、平時から食品事故の発生等の危害情報の収集、整理及び分析を行うとともに、本マニュアルに定める緊急時対応を政府一体となって迅速かつ適切に行うことにより、国民の健康への悪影響の未然防止又は抑制に努めることとする。

3 緊急時における情報連絡体制等

（1）情報連絡体制の整備

委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、平時から、それぞれ情報連絡窓口

を設置し、相互に緊密な情報の交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。なお、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。

- ① 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- ② 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
- ③ 農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官
- ④ 環境省環境管理局水環境部企画課

(2) 緊急時における情報の連絡

- ① 委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等を認知した場合には、相互に情報連絡窓口を通じた迅速な第一報の通報を行うこととする。
- ② 委員会及びリスク管理機関は、自ら緊急事態等を認知し、又は緊急事態等の第一報の通報を受けた場合には、それぞれが個々に定める緊急時対応に関するマニュアル（食品安全委員会緊急時対応基本指針、厚生労働省健康危機管理基本指針及び農林水産省食品安全緊急時対応基本指針等をいう。以下同じ。）に基づく情報の連絡及び緊急時対応を行うための体制の確立、対応策の決定等を迅速かつ適切に行うこととする。
- ③ 委員会は、自ら緊急事態等を認知し、又はリスク管理機関から緊急事態等の第一報の通報を受けた場合において、委員会委員長が必要と認めるときは、食品安全担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国務大臣をもって充てられるものをいう。以下同じ。）への報告を迅速に行うこととする。

(3) その他

委員会及びリスク管理機関は、それぞれが個々に定める緊急時対応に関するマニュアルと本マニュアルとの連携を十分に図り、緊急時において適切に対応できるよう努めることとする。

4 緊急対策本部の設置等

- (1) 食品安全担当大臣（食品安全担当大臣と連絡がとれない場合には、食品安全担当大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどる内閣府副大臣）は、緊急事態等の発生に際し、委員会からの報告又はリスク管理機関からの要請に基づき、閣僚級により総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣及び委員会委員長（以下「関係各大臣等」という。）と緊急協議を行い、必要に応じ、別紙に定めるところにより、緊急対策本部の設置を決定することとする。

- (2) 委員会及びリスク管理機関は、(1)のほか、緊急事態等の発生に際し、政府全体として総合的に対処する必要があると認められる場合には、部局長級の会議として、食品安全行政に関する関係府省連絡会議（「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ）参照）を開催することとする。

5 情報の収集等

委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等が発生した場合には、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、迅速かつ広く国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を収集することとする。

また、収集した情報については、整理及び分析を行うとともに、委員会及びリスク管理機関の相互間において、情報の共有を図ることとする。

6 情報の提供

- (1) 委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等が発生した場合には、緊急事態等に関連する国の内外の情報について、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、迅速かつ適切に広く国民にこれを提供することとする。

なお、情報の提供を行うに当たっては、その内容、時期及び方法等について、相互間で十分に調整を図ることとする。

- (2) 委員会及びリスク管理機関は、緊急事態等が発生した場合には、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等に対し、必要に応じ、速やかに情報を提供することとする。

7 事後検証及びマニュアルの改定

- (1) 委員会及びリスク管理機関は、本マニュアルに基づき行った緊急時対応について、事後に検証を行うこととする。

- (2) 事後検証の結果又はその他の理由により必要と認められる場合には、本マニュアルを改定することとする。

8 その他

委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、主要な危害要因等（基本的事項に規定する危害要因等をいう。）について、個別に、緊急時対応に関するマニュアルを作成することとする。

緊急対策本部の設置について

食品安全担当大臣は、緊急事態の発生に際し、緊急対策本部の設置が必要であると認める場合においては、下記に定めるところにより、適切に緊急対策本部を設置し、政府一体となって危害の拡大や再発の防止を図ることとする。

また、委員会及びリスク管理機関は、緊急対策本部の運営等が円滑に行われるよう、緊急対策本部に対し、情報の提供、職員の派遣等を通じて、協力を行うこととする。

記

1 設置の決定

食品安全担当大臣（食品安全担当大臣と連絡がとれない場合には、食品安全担当大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどる内閣府副大臣）は、緊急事態の発生に際し、委員会からの報告又はリスク管理機関からの要請に基づき、閣僚級により総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣等と緊急協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部の設置を決定することとする。

2 緊急対策本部の組織

- (1) 緊急対策本部の長は、緊急対策本部長（以下「本部長」という。）とし、食品安全担当大臣をもって充てる。
- (2) 緊急対策本部に、緊急対策副本部長（以下「副本部長」という。）と緊急対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。
- (3) 本部員は、厚生労働大臣、農林水産大臣、委員会委員長、その他本部長が必要と認める関係各大臣等とし、本部長は、緊急対策本部の設置の決定後速やかに、本部員を指名することとする。
- (4) 本部長は、本部員のうちから、緊急事態の事案に応じて、副本部長（1、2名程度）を指名することとする。また、副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、本部長のあらかじめ指名する副本部長がその職務を代理することとする。

3 本部の活動事項

緊急対策本部は、緊急事態の発生に際し、次に掲げる事項を政府一体となって適切に行うこととする。

- (1) 緊急事態の概要の把握、初動対応等に関する検討

- (2) 政府として食品の安全性の確保を図るための対策の方針の決定
- (3) 一元的な情報の集約、委員会及びリスク管理機関等との情報の共有
- (4) 委員会とリスク管理機関との対策の総合調整
- (5) その他必要と認められる事項

4 事務局

緊急対策本部の事務を処理させるため、緊急対策本部に事務局を置く。

事務局は、委員会事務局がリスク管理機関の協力を得て担当し、事務局長には、委員会事務局長（委員会事務局長に事故があるときは、委員会事務局次長）をもって充てる。また、事務局は緊急対策本部の設置後速やかに、次に掲げる対応を行うこととする。

- (1) 緊急対策本部、委員会及びリスク管理機関等の相互間における情報の連絡及び集約
- (2) 緊急対策本部から広く国民に対する迅速かつ適切な報道機関、政府広報又はインターネット等を通じた情報の提供
- (3) その他必要と認められる事項

5 緊急対策本部の解散等

食品安全担当大臣は、緊急事態の収束等を総合的に勘案し、緊急対策本部を解散することとする。

6 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。